

古牧小学校いじめ防止に向けて

平成26年9月20日（土）

古牧小学校では、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ防止に向けての基本的な方針を作成しました。作成するにあたって、古牧小学校で今まで取り組んできたことを見返し整理して、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができることを願い作成しました。その中の、一部を紹介させていただきます。

1. いじめ防止への取り組み

教育活動全般において、学校教育目標にある「まなびあい」「ふれあい」「つくりあう」ことの協働の精神を忘れることなく、道一筋に励む子どもの育成を図ります。

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から

〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

- ・「わかる授業」「楽しい授業」のあり方を、一人一公開授業などの授業公開を行い、その後に学年もしくは全職員で研究会を行い、授業改善に努めます。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童が安心して学習できるように努めます。
- ・毎週月曜日朝に立腰の時間を通し、週の初めに姿勢を正し息を整え、落ち着いて一週間のスタートが切れるようにします。
- ・家庭学習の手引きをもとに家庭学習への指導に取り組むと共に、家庭学習がんばりカードを活用して自主的に学ぶ姿勢の育成に向けて家庭と連携して取り組みます。



〈道徳教育の充実〉

- ・指導計画を立案し、毎週の授業の中で様々な道徳的な価値について考えることができるようにします。思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにします。
- ・自らのもつ価値感を広め、深めていくことができる児童の育成に向けて、道徳の授業研究を行い、道徳の授業のあり方を研究します。
- ・いじめの被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、児童に指導します。



〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究をすすめ授業研究会も実施します。また、人権参観日で授業を公開します。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにします。

イ 人間関係づくりの視点から

〈互いの違いを認め合うなかよし旬間〉

- ・ なかよし旬間で、友だちのよいところを書いてなかよしの木を作るなどの活動をします
- ・ 11月に人権講演会や学級懇談会を実施し、PTAで人権感覚を磨く機会をもちます。



〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにします。
- ・ 共遊の時間にて、構成的グループエンカウンターを行い、人間関係づくりを行います。
- ・ 学級合唱、学級レクなど児童が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れます。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、学級への所属感を高めると共に、互いのよさを認め合う場を設けます。

〈交流体験活動の充実〉

- ・ 異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにします。
- ・ ペア給食、ペア読書、ペア清掃など縦割りで行うことで、高学年としての自覚を高めます。低学年の子どもたちは、高学年の姿をみて、思いやりの心をもって接する大切さを学びます。
- ・ 共遊での集団ゲームや全校運動、わくわくスポーツディなどの運動を通して、学級内、学年内のコミュニケーションを活性化させる活動を推進します。
- ・ スポーツ交流、郷土料理作り、しめ縄づくりなどの活動を通して、地域に生きることの自覚と高齢者を敬う気持ちを育てます。
- ・ ひとり暮らしのお年寄りに、姉妹学級で応援うちわを作成し届けます。
- ・ 児童センターの幼児講座に参加しての幼児のみなさんとの交流を深めます。
- ・ 国際交流を通して、様々な違いに気づきお互いの考えや立場を尊重していくことの大切さを体験を通して感じ取れるようにします。



ウ 研修の視点から

人権感覚の向上研修

- ・職員向けに、いじめチェックシートを用いた児童理解研修を実施します。
- ・職員間で学級経営案の発表や、子ども理解についての研修を実施します。
- ・6月に学級懇談会に、保護者向けに、情報モラル研修を実施します。
- ・1学期にQ-U検査の研修を行い、分析仕方や支援の方向のきめ出し方などの研修を行います。
- ・子ども理解を柱にした研修および課題となってきた情報モラル研修等で、人権について向上研修を行います。

エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・毎月、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合います。
- ・巡回相談員やスクールカウンセラーなどと連携して、教育相談を行います。

② いじめの早期発見の取組

ア 児童の実態把握の視点から

<アンケート調査の活用>

- ・学期ごとに、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、児童理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童と相談を行ったりします。



<定期的な教育相談>

- ・1, 2学期に一回、教育相談の機会をとり、朝や放課後に相談の時間を設定します。
- ・4月の家庭訪問、12月の保護者懇談の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないかお聞きできるようにします。
- ・相談カードを用いて時間と相談したい教員を児童が決め、担任や養護教諭、教頭に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫します。

<Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の活用>

- ・1・2学期にQ-U結果の分析と支援の方向を検討しながら、児童一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい児童との面談に生かします。

<日々のコミュニケーション>

- ・何気ない日常における雑談、日記を通して、児童の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりできるように努力します。
- ・朝、学年職員が昇降口を経つなど、職員から積極的に挨拶を行い、コミュニケーションの一步とします。
- ・保健室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もあるので、保健室における子どもの言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるように留意します。

〈児童の観察〉

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをしたりするように努めます。
- ・ 授業、休み時間、給食などの場面における児童の様子を丁寧に観察するよう努めます。
いじめの芽、友だち関係のきしみ調査を毎月実施し、児童の実態把握や教師の関わりのあり方について、視点をもってふりかえりを行います。

〈保護者との連携〉

- ・ 学校便りや参観日などで、校内相談窓口を設け児童や保護者にお知らせして利用していただけるようにします。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談できるような体制を常に組んでおき、担任だけでなく学年学校全体の問題として連携して対応できるようにします。
- ・ 学級懇談会などでも情報モラル研修を行い、家庭と連携してネットいじめの防止に努めます。

〈いじめ防止委員会の設置と職員間の連絡〉

- ・ いじめ予防委員会を組織し、いじめ予防、いじめ早期発見、いじめ対応にあたります。
- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにします。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしてあります。
- ・ 職員会・学年会ごとに、児童に関わる情報を共有して、児童理解に努めます。

イ 相談窓口の提示の視点から

〈相談機関の掲示〉

- ・ 児童、保護者向けに、相談のできる場所などを紹介します。保健室や職員室に相談場所の明示や相談しやすい対応を心がけ、児童の困り感を早めにキャッチし、解決に向けて努力します。



ウ 学校への評価

- ・ 年度末に行われる学校評価の分析を丁寧に行い、成果と課題にそって新年度の方針を決めだします。また、学校便りでお知らせします。
- ・ 参観日の学級懇談会でお出しいただいたご意見や土曜参観日の折にお願いした保護者にアンケートをもとに、学校への意見・要望を集約し教育活動に生かします。
- ・ 6月、2月に学校評議員会を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、児童の様子に関する感想、意見を集約します。
- ・ コミュニティスクールとしての機能をさらに充実させるために体制を整え、地域に住むより多くの方からご意見を頂戴できるようにします。